

備えが つくる笑顔

避難行動要支援者名簿の活用と個別避難計画の作成

日 田市では、地域の民生委員の皆さんのご協力によって、地域での見守りや災害時の支援に役立てるための「災害時要援護者登録台帳」作成の取組みを行っています。令和3年5月の災害対策基本法の改正に伴い、これまでの「災害時要援護者登録台帳」については、今後は「避難行動要支援者名簿」として引き続き地域での避難支援に活用しつつ、名簿掲載者は、あらかじめ災害時の避難について考える「個別避難計画」を作成してもらうこととしています。

避難行動要支援者名簿とは

避難行動要支援者名簿は、災害時に支援が必要な人の名簿を市があらかじめ作成し、災害時の避難支援に活用するものです。

避難行動要支援者の範囲

災害時に一人で避難することが困難な人について、次の通り日田市地域防災

計画で定めています。

- (1) 身体障害者手帳所持者のうち1級又は2級の人(ただし、視覚障害、聴覚障害又は肢体不自由によるもの)
 - (2) 療育手帳所持者のうちA判定の人
 - (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者のうち1級の人
 - (4) 障害福祉サービスのうち「同行援護」又は「行動援護」の支給決定者
 - (5) 難病患者のうち避難支援が必要な人
 - (6) 要介護認定3以上の人
 - (7) 認知症高齢者のうち、日常生活自立度の程度がⅡa以上の人
 - (8) 右記以外で支援が必要な人(従前の災害時要援護者登録台帳登録者等)
- ※施設に入所している人や長期入院中の人は除きます。

名簿登録の手続

市が行政保有情報に基づき、避難行動要支援者の範囲に該当する人を避難行動要支援者名簿として作成します。

個別避難計画の作成

自然災害が毎年のように起こる中、自力避難が困難な「避難行動要支援者」は、支援者などを想定した避難方法をあらかじめ考えておく必要があります。個別避難計画を事前に作成し、地域支援者と情報共有することで、防災訓練等でも活用でき、安心感が生まれます。避難行動要支援者の皆さんは、民生委員や自治会(自主防災組織)、市内の福祉専門職などと連携しながら「個別避難計画」の作成を進めていきましよう(対象者の皆さんにはあらためて個別に通知します)。

避難行動要支援者名簿に記載する情報

- ①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所又は居所 ⑤連絡先
⑥支援を必要とする理由(対象要件)

個別避難計画に記載する情報

避難行動要支援者名簿に記載された情報、避難支援等実施者の氏名、住所又は居所、連絡先、避難場所、避難経路 など



問長寿福祉課長寿福祉係 ☎ 28299 (市役所1階)

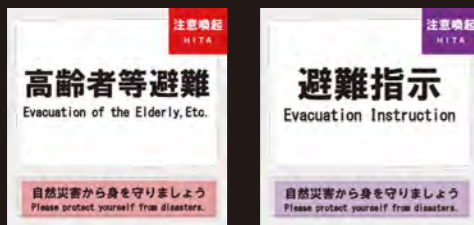
災害時の情報発信

市公式SNSでは下記のように画像の色を分けて情報の種類を表しています。情報収集の際、ご活用ください。



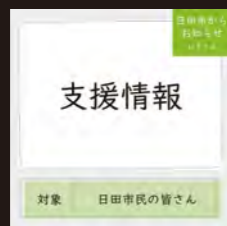
青色枠：通常

黄色枠：注意喚起



赤色枠：気象警報、高齢者等避難

紫色枠：土砂災害警戒情報、避難指示



黄緑色枠：支援情報

防災ラジオの申請は下記まで

防災・危機管理課
防災・危機管理係
☎ 28363 (市役所4階)

